

# 釣りビジョン俱楽部 通信端末修理費用保険サービスガイド

## 1. 概要

『釣りビジョン俱楽部』月額会費をお支払いの会員が所有し、利用する通信機器(5. 補償の範囲に記載、以下「対象端末」といいます。)の故障等により契約等に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社釣りビジョン、被保険者を契約者(個人に限り、生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および別居の未婚の子を含みます)とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われます。

## 2. 対象端末(保険の対象)

- (1) 無線通信ができる通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
- ① 『釣りビジョン俱楽部』月額会費をお支払い(※1)の方が所有する対象機器であること
  - ② 『釣りビジョンVOD』が視聴できる無線通信機能が内蔵された通信端末機器であること
  - ③ サービス登録日(※2)時点で日本国内でのメーカー発売日から5年以内の製品であるか、日本国内でのメーカー発売日から5年以上経過した製品であってもサービス登録日(※2)を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる端末。
  - ④ サービス登録日(※2)に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
  - ⑤ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
  - ⑥ 日本国内で修理可能なものの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
  - ⑦ 同一事故による求償は1度きりとします。

(※1) 個人に限り、生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および別居の未婚の子を含みます

(※2) サービス登録日は「釣りビジョン俱楽部」の初回お試し登録日となります。

ただし、2022年8月15日0時の時点では『釣りビジョンVOD』の月額課金期間中の方のサービス登録日は2022年8月15日となります。

- (2) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 対象端末の周辺機器や付属品・消耗品(ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外付けモニター・外部記録媒体・コントローラー・その他類似機器・製品等)
- ② 対象端末内のソフトウェア。
- ③ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ④ 過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、修理・加工・改造・過度な装飾がされたと弊社が判断した端末。
- ⑤ 第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。
- ⑥ 日本国外のみで販売されている端末。

## 3. 補償対象期間

契約者は、本サービスの月額課金開始日の属する月の翌月1日から月額課金期間の末日の月末までに発生した損害より、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。

例) 月額課金開始日が2022年8月25日、月額課金期間の末日が2023年9月24日の場合

対象期間:2022年9月1日~2023年9月30日

※ ただし、2022年8月15日0時の時点では『釣りビジョンVOD』の月額課金期間中の方の補償開始日は2022年8月15日となります。

## 4. 保険金の金額

引受保険会社は以下、5. 補償の範囲、6. 提出必要書類の記載に応じて、対象端末に損害(修理費用・交換費用をいいます。)が生じた場合に、1契約者あたり1年(起算日は本サービスの月額課金開始日の属する月の翌月1日とします。)につき下記記載の金額(非課税)を上限として、契約者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払します。ただし、「7. 保険金が支払われない場合」に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

## 5. 補償の範囲

対象端末 ※1	修理可能の場合 ※2 ※3	修理不能の場合 ※2 ※3
スマートフォン タブレット端末 (タブレットPCも含む) デスクトップPC ノートPC	最大3万円 ※6	最大7,500円 ※5 (上限金額の25%)

※1 サービス登録日(\*A)時点において日本国内でのメーカー発売日から5年以内の製品であるか、日本国内でのメーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、サービス登録日(\*A)を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる端末とします。

※2 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況(交換修理も含む)を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。

※3 本特典以外の保険、または保証サービス(延長保証サービス等を含みます)等を用いて修理又は交換が可能な場合には、他の保証制度による保証を優先し、損害額から他の保証制度の保証金を差し引いた金額を対象とします。

※4 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金(不課税)をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※5 修理不能の場合は事故が起きた対象端末の購入価格の25%の金額に対して、最大金額を上限として保険金(不課税)をお支払いします。なお、事故が起きた対象端末の購入証明書の提出ができない場合に限り、新たに購入した対象端末の購入価格の25%の金額に対して、最大金額を上限として保険金(不課税)をお支払いします。

※6 一契約者に対して支払われる保険金(不課税)の上限額は、1年間(起算日は本サービスの月額課金開始日の属する月の翌月1日)につき3万円です。

(\*A) サービス登録日は「釣りビジョン俱楽部」の初回お試し登録日となります。ただし、2022年8月15日0時の時点では『釣りビジョンVOD』の月額課金期間中のサービス登録日は2022年8月15日となります。。

## 6. 提出必要書類

修理可能の場合	修理不能の場合
事故状況説明書 兼 保険金請求書 ※7	
メーカー・修理店が発行する修理報告書 ※8 (損害内容、修理内容、日付、発行店が分かるもの)	
修理費用の領収証 (日付、発行店が分かるもの)	事故が起きた端末の購入証明書 (購入価格、日付、発行店が分かるもの)
損害状況が分かる写真	
家族証明書(住所および、続柄が分かるもの)	
事故が起きた端末の購入証明書 (購入価格、日付、発行店が分かるもの)	新たに購入した同等機器の購入証明書 ※9 (購入価格、日付、発行店が分かるもの)

※7 引受保険会社が指定する請求書の提出または、引受保険会社が指定する申請フォームからの請求となります。

※8 修理不能の場合は、修理ができないことが記載されている報告書が必要となります。

※9 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合は、提出が必要となります。

※ 盗難の場合は、届け出の受理番号が記載されている盗難届出証明書の提出が必要となります。

※ 状況により追加で資料の提出を求める場合があります。

## 7. 保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 契約者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 契約者と同居または生計を共にする親族の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (5) 契約者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (9) 本サービスの月額課金開始日の属する月の翌月1日前に契約者に生じた、お支払要件に定める被害。  
ただし、2022年8月15日0時の時点で『釣りビジョンVOD』の月額課金期間中の方は、2022年8月15日の前日までに契約者に生じた、お支払要件に定める被害
- (10) 月額課金期間の末日の翌月1日以降に契約者に生じた、お支払要件に定める被害
- (11) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー(日本国外メーカーを含みます)純正の製品以外の端末および技適マーク・PSEマークを取得していない端末であった場合
- (12) 対象端末を家族・知人等の個人から、またはフリーマーケット・オークション等から購入・譲受した場合
- (13) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (14) 対象端末が、被保険者以外の者が使用している場合
- (15) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (16) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良を含む)
- (17) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (18) 対象端末を紛失した場合
- (19) 対象端末を改造した場合
- (20) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求(見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等)
- (21) 詐欺、横領によって生じた損害
- (22) 縮み、変色または変質による損害
- (23) 日本国外で発生した事故による損害
- (24) 日本国外で修理等を実施した場合の損害
- (25) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害
- (26) ソフトウェアに起因する損害

以上

通信端末修理費用保険についてのお問い合わせ先：

**保険デスク（さくら損害保険株式会社）**

◎ フリーダイヤル： **0120-982-267** (一般電話・携帯電話・PHSから)

・ 10:00～19:00 (年末年始除く)

※端末保険以外のお問合せを承ることはできません。

※お問い合わせ時、『釣りビジョン俱楽部』の会員IDが必要です。オペレータに  
「釣りビジョン俱楽部会員です」「会員IDは●●です」とお申しください。

※会員IDは、ログイン後、「メニュー」から「アカウント情報」に表示されています。